

安全報告書

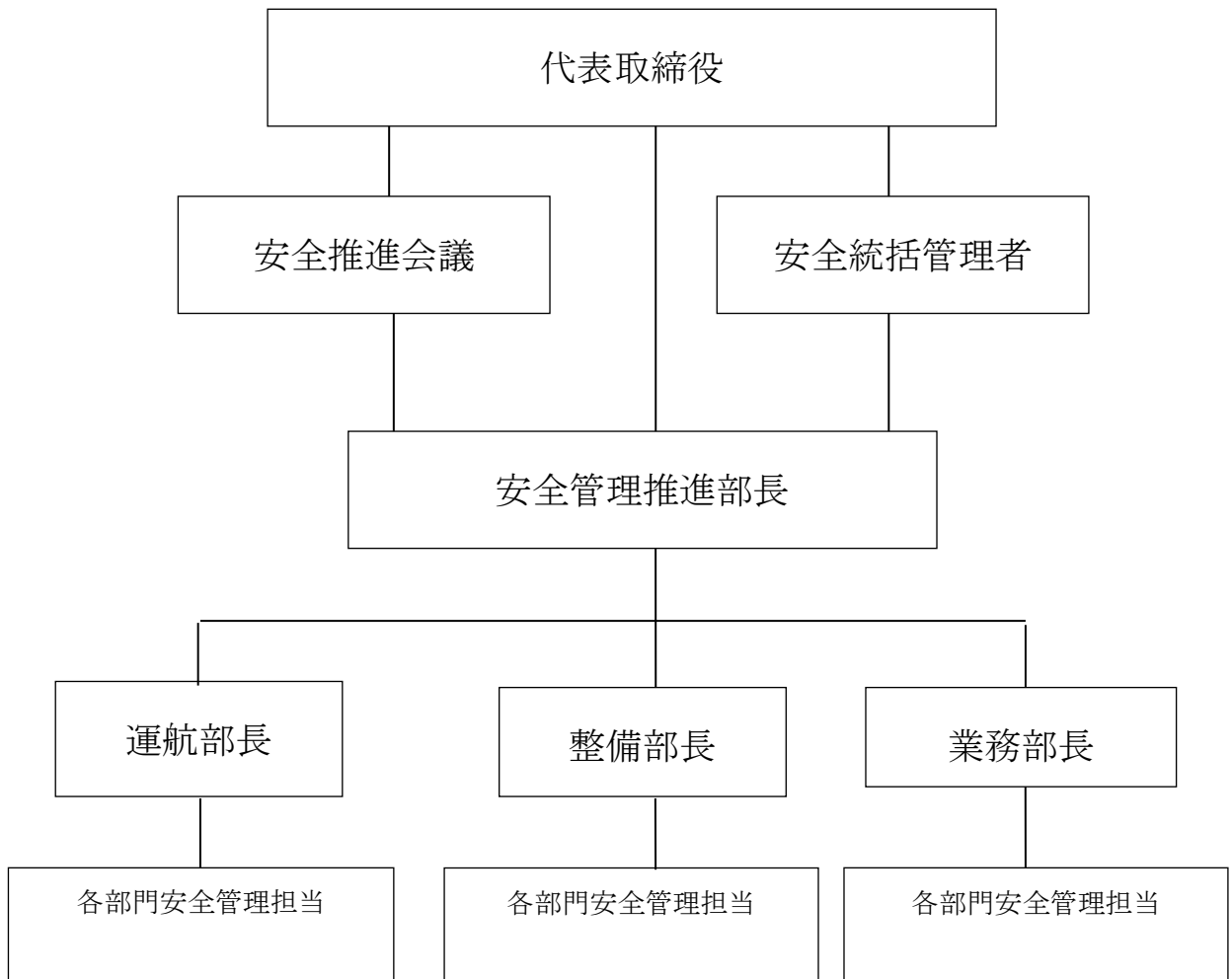
2023年度版

株式会社 ヘリサービス

はじめに

この安全報告書は、航空法第111条の6に基づいて作成したものです。

- 1 株式会社ヘリサービスの安全に対する基本方針
 - (1) 安全意識を高める
 - (2) チームワークによる安全管理態勢
 - (3) 規則正しく
- 2 安全確保に関する組織及び人員
 - (1) 安全管理体制の機能図 (2024年3月31日現在)



(2) 各組織の機能・役割の概要

ア 運航部

安全運航するため安全情報の共有、周知徹底

イ 整備部

安全運航するため不具合発生を防止する機体整備点検の実施

ウ 業務部

関係機関等を通じ各事業の不安全要素を除去し安全運航に寄与

(3) 安全に関する組織と機能

ア 安全推進会議

安全推進会議は、安全管理体制において各部門から独立した上位の機関として、安全統括管理者の他、経営の最高責任者、各部門の責任者及び現部門業務経験者等により構成され、現業部門の状況を適格に把握、部門間の十分な意思疎通を確保し、安全管理体制の継続的な改善を図る。

イ 安全統括管理者の選任

(ア) 社長が安全統括管理者を任命する。

(イ) 適任者を選任できない場合は、社長が兼務できる。

ウ 安全監査

安全監査は、年1回行われる年末年始航空安全総点検に併せ、安全統括管理者の指名者が安全管理推進部長の計画する手順及び内容に従い実施する。又は、航空局の安全監査結果を活用することができる。

エ 経営責任者による輸送の安全の確保に係る責務

(ア) 安全に対するコミットメントを行う。

(イ) 安全最優先の安全方針を明示する。

(ウ) 安全管理統括管理者を指名する。

(エ) 安全施策、安全投資に係る安全統括管理者の意見を尊重する。

(オ) 安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行う。

(カ) 安全推進に必要な経営資源の確保と配分を行う。

(4) 航空機乗組員及び整備従事者の数 (2024年3月31日現在)

ア 航空機乗組員 : 10名

イ 整備従事者 : 14名

(5) 運航管理担当者の数 (2024年3月31日現在)

運航管理担当者 : 8名

3 安全管理の実施

- (1) 航空機乗組員、整備従事者、運航管理担当者の定期訓練及び審査内容は国土交通省航空局で定めた「運航規程審査要領(空航第58号)」「整備規程要領(空機第73号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可要領(空機第68号及び空機第69号)」に基づき実施しています。

(2) 運航の問題点の把握を共有、フィードバック体制並びに安全に関する社内の取り組み。

ア 報告制度

国が定める義務報告制度だけでなく会社独自の義務報告制度を定め、安全対策に活用しています。

イ 情報の収集、伝達及び共有

(ア) 事故等を防止する観点から、すべての社員は、業務実施中に経験した不安全と思われる発生事象について、速やかに報告する。

(イ) 会社は、その遂行する事業全般において発生する不安全に関する情報を収集する。

(ウ) 報告の義務はないが、不安全要素の排除に役立つ事例（ヒヤリ・ハット等）を積極的に報告することを会社は奨励する。

ウ 安全教育

定期的実施する安全教育のほか、必要の都度、機会教育を実施しています。

4 保有機に関する情報

(1) 保有機及び機数 (2024年3月31日現在)

ア ベル式206B : 7機

イ アエロスパシアル式AS350 : 1機

ウ ベル式505 : 2機

(2) 機数及び平均年間飛行時間 (2024年3月31日現在)

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間
BELL206B	7	5	126時間

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間
AS350B	1	6	106時間

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間
BELL505	2	5	85時間

(3) 全体の平均機齢、導入時期及び平均機齢 (2024年3月31日現在)

機種	導入開始時期	平均機齢
BELL206B	1979~1990	41年

機 種	導入開始時期	平均機 齢
AS350B	1989	36年

機 種	導入開始時期	平均機 齢
BELL505	2019	6年

5 航空法第111条の4の規定に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況（2024年3月31日現在）

- (1) 事故
なし
- (2) 重大インシデント
なし
- (3) その他安全上のトラブル
なし

6 輸送の安全を確保するために講じた処置（2024年3月31日現在）

- (1) 国から受けた事業改善命令等に該当する事項はありません。
- (2) 輸送の安全を確保する為に講じたその他の処置
 - ア 全社員に対し、法令等の関連規程の遵守について再教育を行い、安全意識を再徹底させた。
 - イ 安全管理体制を全社員一丸となって構築、情報の共有及び飛行命令の取り扱い、装備状況や重量重心の情報等を的確に管理する。
 - ウ 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項
事故等に対しては人的要因、技術要因、組織要因、環境要因を特定し潜在要因を見極めリスク検証し、それらを除く、回避、低減するための施策を立案する。災害等発生時は緊急連絡体制を維持し応急処置手順に基づき予防処置を講ずる。
 - エ 内部監査の実施及び管理の状況の確認に関する事項
年1回実施を基準とし、関係法令及び規程通り実施されているか確認する。
 - オ 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
国交省からの関連文書等で社内規程の改正が必要な場合は実施し、各文書は指定された保存期限に基づいて必要部数を保管
 - カ 事業の実施及び管理の改善に関する事項
安全推進会議において各部門の状況を的確に把握し部門間の意思疎通を確保し継続的な改善を図る。
- (3) 2023年度における安全意識に関する目標とその実施状況、達成度及びその評価
事業開始次年度においても「安全第一」を目標に各課においてそれぞれの安全確保の維持に努めており、「無事故、無インシデントへの挑戦」を目標に次の具体的目標を実施しています。

ア ヒューマンエラー ゼロへのアプローチ

会社は、ヒヤリ・ハット、不安全事故等の積極的な報告を奨励し、報告された事案について安全推進会議にて対策を講ずる。

イ 全社員（飛行・整備・業務）一丸による連携

作業開始前に実務担当者間において、綿密な打ち合わせを行い不安全事故について抽出し各担当者において対策を講ずる。

ウ 安全意識の向上

安全管理規程に基づき、飛行課・整備課及び業務課のメンバーにより安全推進会議を実施し、全社員の安全意識の向上を図る。